様式第２号

報告先　 ：守山市ごみ・水環境問題市民会議事務局

　　　　　　　（守山市ごみ減量推進課

もりやまエコパーク交流拠点施設内）

提出期限：実施日から１か月以内

ファックス ：５８４－４８１８

メール　　　: gomigenryo@city.moriyama.lg.jp

　　　　　　　　　自治会

**ごみ集積所立会啓発実施報告書（自治会）**

１　実施日　　　　　　　　　　　令和６年　 　月 日（　　　）

２　集積所番号　　　　　　　　　　　　-　　　　集積所

３　排出ごみ袋数　　　　　　　　　　　　袋（無記名袋数　　　　　袋）

４　ごみの分別状況についてお答えください。（番号に丸をつけてください）

1. 非常に良い　　　②良い　　　③悪い　　　④非常に悪い

　　≪参考≫

非常に良い・・・焼却区分のごみ（紙くず、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、繊維類製品など。ただし金属が含まれる製品は破砕ごみ）や、資源物の混入が見られない状況。

良い・・・・・・・・焼却区分のごみ（紙くず、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、繊維類製品など。ただし金属が含まれる製品は破砕ごみ）や、資源物の混入が少し見られるが、概ね分別ができている状況。

悪い・・・・・・・・ペットボトルや雑誌・雑紙等の資源物や焼却区分のごみが混入しており、ほぼ分別ができていない状況。

非常に悪い・・・分別がまったくできていない（ペットボトルや雑誌・雑紙等の資源物や、焼却区分のごみの混入がかなり目立つ）状況。

５　伝達事項や、ごみ集積所立会啓発運動の実施方法等についてご意見があれば、記入してください

上記のとおり報告します。

　　令和６年　　月　　日

報告者名

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分別のポイント  　１　正しく分別されているか  (1)　 現行分別  　　　　　令和3年10月1日から、プラスチック、ゴム・皮革製品、繊維類は焼却ごみです。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 分別区分 | 品目 | 例 | | 焼却ごみ | 生ごみ、紙くず、木質ごみ、草 | 料理くず、紙コップ、紙おむつ、  蒲鉾板、草 | | 旧トレイ類（容器包装プラスチック） | カップ、容器トレイ、レジ袋 | | プラスチック類 | カッパ、歯ブラシ、ストロー | | ゴム・皮革製品、繊維類 | 靴、カバン、まくら、下着 | | 破砕ごみ | 家電類（家電4品目除く） | 電子レンジ、扇風機 | | 電池を使用する製品 | ラジコンカー、リモコン | | 小型金属類 | 鍋、フライパン、一斗缶 | | 陶磁器、ガラス類 | 茶碗、湯のみ、グラス |   (2)　よくある間違った排出例  ①スニーカーやサンダルなどのゴム・繊維製品が破砕ごみ指定袋に混入⇒正しくは焼却ごみ  ※ただし金属が含まれる場合は破砕ごみ  ②プラスチック製の容器や袋が破砕ごみ指定袋に混入⇒正しくは焼却ごみ  ③電池を使用しないプラスチック製のおもちゃが破砕ごみ指定袋に混入⇒正しくは焼却ごみ  ④金属が付いていないリュックやかばんが破砕ごみ指定袋に混入⇒正しくは焼却ごみ  　　　(3)　資源物や焼却区分でも、破砕ごみとして出せるごみの例  ①汚れた缶やビン（資源物）は破砕ごみで出せます。  ②50ｃｍを超えるもの（布団、切断できないプラスチック製品）  ※ただし、原則、缶やビンは洗って資源物に、焼却区分は50ｃｍ以下に切断して出してもらうように案内しています。  　２　資源物の混入はないか（資源物はできるだけ資源化してください）  　３　記名がされているか  　　　排出者が自らのごみに責任を持って、排出していただくために記名してもらっています。  　※　旧破砕ごみ指定袋（透明・橙色文字。現在は透明・紺色文字）は使用の期限はなく、そのまま使用できます。 |